

ない坐り鍾植……』

本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭和八年十月に久一の息子竹内久雄および親戚岩田藤七によって寄贈されたもので、原型制作者は長愛之、铸造者は香取秀真。木台に載せられており、昭和二年十二月に完成した。もとは久一の家塾であった実成舎の同人たちが竹内家に贈ったものである。

⑨ 依嘱製作に関する規程の改正

昭和五年八月、依嘱製作に関する規程が次のように改正された。

物品製作依頼書

一 [空白]

但仕様書、図面別紙ノ通

此製作代金 [空白]

右貴校物品製作依頼者心得承知ノ上製作方及御依頼候也

住所 [空白]
氏名 [空白]

昭和 年 月 日

東京美術学校長正木直彦殿

物品製作依頼者心得

一 物品製作代金ハ前納トシ物品製作依頼書提出ノ際之ヲ納付スヘシ
但製作代金多額ニ上リ且ツ竣功期日迄ニ多日子ヲ要スルモノハ便宜數回ニ分納セシムルコトアルヘシ

一 物品製作中依頼者ニ於テ止ムヲ得サル事由アリテ中止解約ヲ申

出ツルトキハ既納ノ金額ト既ニ工事ニ要シタル金額トヲ相殺シ

納付済ノ金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徴シ過剩ヲ生スルトキハ

之ヲ依頼者ニ返付シテ契約ヲ解除セシムルコトヲ得 但工事ニ

使用シタル現存材料ハ依頼者ニ引渡スモノトス

一天災其他抗拒スヘカラサル事故ニ依リ本校ニ於テ工事ヲ繼續ス

ルコト能ハサルトキハ既納ノ金額ノ内ヨリ既ニ工事ニ要シタル

金額ヲ控除シタル残額及ヒ工事ニ使用シタル現存材料ヲ依頼者

ニ引渡シ他ニ責任ヲ負ハス 若シ同上ノ事故ニヨリ製作中之ヲ

損傷シ回復スルニ製作代金ノ十分ノ二以上ノ増費ヲ要スルトキ

ハ其十分ノ二ヲ超過スルトコロノ金額ハ依頼者ノ負担トス

一 製作物品竣成ノ上ハ本校ヨリ其旨ヲ依頼者ニ通知シ特別ノ契約

ナキ限りハ本校内ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

(自大正十年本校内規及取扱決議書類)

⑩ 帝国議会議事堂裝飾の依嘱製作

昭和五年から六年にかけて、本校は大蔵省營繕管財局より新築中

の帝国議会議事堂(今の国会議事堂。昭和十一年完成)の議院本館

正面玄関ブロンズ枠及扉、正面内部ブロンズ両側扉、中央帝室広間

境ブロンズ枠及扉、貴衆両院ブロンズ枠及扉、議院本館大臣室外ブ

ロンズ枠及扉の铸造製作と取付工事、議院本館便殿及皇族室の漆塗

及乾漆、蒔絵を依頼され、近年にない大規模な依嘱製作を行なっ

た。

铸造部門は昭和四年十一月、大蔵省營繕管財局より議院本館各扉